

## 浦安市障がい者福祉計画策定委員会（第5回）

### <議事録>

開催日時：平成23年12月22日（木）13時30分～15時35分

開催場所：浦安市消防本部多目的ホール

#### 【出席者】

下田直樹委員長、谷岡智恵委員、森嶋宏治委員、藤崎広和委員、西田俊光委員、内村好夫委員、成田克信委員、相馬茂委員、足立誠之委員、田中美樹子委員、枝川芳子委員、西田良枝委員、小鍛治周二委員、鶴見仲寛委員、上林正和委員、緒方利昭委員、橋野まり子委員

○事務局 皆さん、本日は、お忙しいところ浦安市障がい者福祉計画策定委員会第5回にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、3件の議題につきまして協議等を進めます。進行につきましては、委員長にお願いをいたします。

○委員長 今日は資料の差しかえが2件ございます。1つ目は、浦安市障がい者福祉計画各課の取り組み変更箇所一覧というのがございますが、これにつきましては一部訂正がございましたので、その一部のみをとのお話だったのですが、全部もう一度改めて修正のある場所もない場所も含めまして一覧を配らせていただきました。

2つ目は、既に資料として届いている素案でございますが、こちらの87ページから89ページが差しかえるということで、今日新たに配られております。この2組を使いまして議論を行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題1の見直しが必要な箇所を各課の取り組み変更箇所一覧を使いまして、事務局よりご報告をいただきたいと思ひます。では、よろしくお願ひいたします。

○事務局 事務局でございます。それでは、説明させていただきます。まず、資料の確認を再度お願ひいたします。

今、委員長からもございましたが、浦安市障がい者福祉計画（平成24年度～26年度版）各課の取り組み変更箇所一覧修正版・平成23年12月22日と書いてあります資料をごらんください。

前回までの取り組み状況等につきましてご説明をさせていただきました。一部につきましては、皆様のご議論を持ち帰りまして、再度担当課のほうで検討を重ねてまいりまして、変更いたしてございます。項目が38番までございます。ただし、修正を行わないものがございますので、実質は38ではございませんけれども、項目といたしましては38番までございます。

変更箇所でございますので、若干お時間をいただきまして、1番から38番まですべてご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

1番につきましては、変更がございません。

2番からご説明をさせていただきます。「新」の部分をごらんいただきたいと思います。「ボランティア養成活動を行っている個人やNPO法人、社会福祉法人」。こちら、「社会福祉法人」にアンダーライン、この部分を加えてございまして、以下は同じ表現をしてございます。これは、前回の委員会でご指摘をいただき、社会福祉法人が欠落しているということとございましたので、こちらを加えることで表現の見直しを行ってございます。

次に、3番をごらんください。3番につきましては削除となっております。理由の部分をごらんいただきたいと思います。「ボランティア貯金制度検討委員会において検討した結果、ボランティアにポイントをつけることを実施するのは問題点多すぎるということで、実施を見合わせました」ということで、これは削除とさせていただきます。

次にまいりまして、4番、これは修正がございません。

5番にまいります。削除となっております。担当課で、IT講習会を今後開催する予定がないということで、5番につきましては削除としてございます。

これを受けまして、6番でございますが、IT講習会が事業としてなくなったということで、「障がいのある人を対象としたIT講習会への支援を行う」というのを障がい福祉課が追加で記述をしてございます。既に、IT関係の支援は行っている状況でもございますので、それを加えさせていただいております。

続きまして、7番、文言の一番最後が変わっております。「必要に応じて補助教員を配置し、幼稚園において障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります」。「充実を図る」という表現でございます。理由といたしまして、「実際に補助教員が必要な園に適宜配置できるよう、また園内での関連教諭の資質向上に向けて取り組みを進めているため、「充実」として強調したい」ということです。

続きまして、8番。「本人及び保護者の希望を尊重した上で」、ここまでは同じでございますが、以下が変更でございます、「個別の指導計画の作成及び活用が進むよう、啓発活動に取り組み、かつ個々の事例に対する指導・助言に努めます」と記載を改めてございます。理由といたしまして、「個別の指導計画を作成しただけでは、効果的な支援につながらないため、活用の促進と指導の充実に重点を置いた」ということで見直しを行っております。

9番、10番、11番については修正がございませんので、12番を説明いたします。最後のほ

うの表現を改めてご置きます。「通級指導教室の周知を図るとともに、指導の質の向上に努め、効果的な指導が行えるよう努めます」。理由といたしまして、「検討から、効果的な指導が行えるよう努める」と変更しています。

続きまして、13番、ごらんください。「関係機関と連携をとりながら、福祉用教材の活用を促進します」。修正理由といたしまして、「関係機関との連携」を取り入れました。この件につきましては、この委員会での議論があったところでご置きます。

次に、14番でご置きます。アンダーラインの部分が追加でご置きます。「「おはなし会」や絵本の読み聞かせ、特別支援学級訪問を行うとともに、布の絵本の製作・貸出を行い、図書館活動の充実を図ります」。特別支援学級に対しましては、布の絵本の貸し出しを定期的に行っているという実状がご置きますので、これを追記したいと担当課から上がってまいりましたので、これを追記してご置きます。

次に、15番です。「児童生徒のニーズに応じて、スロープやトイレ、エレベーター等の」、この後に、「設備や学習環境を整えるための備品等の整備を進めます」と表現を見直しているところでご置きます。

次に、16番へまいります。「障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズと、本人及び保護者の希望等を尊重し、子どもにとってより良い進路選択ができるよう、適切な就学相談に努めます」。変更の理由といたしましては、「どのような就学相談を行うかについてを加えた」ということでご置きます。

17番から20番につきましては、変更ご置きません。

21番をご説明させていただきます。「特別支援学級と通常学級の児童学級の生徒の日常的な交流を基盤にし、個々のニーズに応じて、教科学習等の交流及び共同学習を積極的に推進します」。「共同学習」という文言が追加されて、表現を見直してご置きます。

22番につきましては変更ご置きませんので、23番をご説明させていただきます。「関係機関と連携を図り」、この部分を変更しております。前回はハローワークという表現でございましたが、現時点におきましては障がい福祉課、就労支援センター等と連携も行っているために、ハローワーク限定ではなく「関係機関」という記載に変更いたしました。

次、24番と25番でご置きますけれども、事業自体の終了でご置きますので、削除となっております。

26番でご置きます。自転車の安全について。「自転車駐輪場の整備、放置自転車対策に努めるとともに、自転車利用のルールの周知など、交通安全教育の充実努めます」。「交通

安全教育の充実」という部分が記載変更になってございます。この委員会でも自転車のマナーに関しましてはご意見をいただいたところございまして、そのことにつきまして担当課のほうに申し伝えましたところ、安全対策という点から安全教育という具体的な対策を明記することにより、わかりやすくしたということで変更としたものであります。

続きまして27番、全面的にかわっています。「震災の復旧工事の中で、誘導用ブロックの設置や交差点周辺の勾配の廃止を進めます」。この前の震災にからみまして、復旧工事を行っている、いたるところで、これは皆さんもその状況をごらんいただいておりますが、これから順次、いろいろ改修いたします。その中で、改修というやり方ではなく、復旧の中であわせて改修を進めていくという、向こう3年間はそのような考え方で改修を進めていくということで、表現を改めてございます。

次に、28番になります。「鉄道駅、バス停留所等の歩行空間のバリアフリー化を交通事業者に働きかけていきます」、このような表現に改めてございます。「交通バリアフリー基本構想」に基づき」という部分を削除してございますが、この基本構想は新浦安駅を中心とする構想でございます。浦安駅、舞浜駅周りの工事につきましても、同様の整備が望まれるのかなといったところでございますので、まずは交通バリアフリー基本構想、新浦安駅周辺から行っていったのですが、他の2拠点にも展開していくということで、28番の記載を改めてございます。

次に29番。「バス停留所において、障がい者対応の点字案内板、音声発生装置等の整備をバス事業者に働きかけていきます」。記載を改めています。理由といたしまして、「鉄道駅の設備については、施設管理者が主体的に整備するものであることや、現在では一定のバリアフリー化に取り組んでいるため」ということで、このような表現に改めてございます。

続きまして、30番です。「バス事業者到低床式バスの導入を働きかけます」と、表現を直してございます。

次に、31番。「バス車両のバリアフリー対応について、バス事業者に働きかけます」。このように改めてございます。車外放送についての部分が若干変更になってございますが、現在、バスにおきましては、ドア連動で系統及び行き先音声案内を実施しているため、表現を見直ししております。

続きまして32番、これは削除してございます。理由といたしましては、JR、東京メトロ、これは新型車両が導入されてきておりまして、車内情報案内装置による運行情報等の提供や、ユニバーサルデザインの採用などの車両の導入が進んでいるために削除としてございます。

33番です。「低床式バス（ノンステップ）を使用した「おさんぽバス」の運行に努め、障がいのある人や高齢者などの外出支援を継続します」。これは「おいて」というのを「努め」という表現に見直しをしています。

続きまして、34番です。「移動制約者の外出を支援するため、タクシー事業者等関係交通機関との共存を図りながら、福祉有償運送事業を推進します」と見直しをしています。浦安市福祉有償運送運営協議会設置要綱というのがございます。これに基づいて修正をするということでございます。

次に、35番です。「「自主防災組織」との連携」以下、「及び新たな自治会の設立に伴う自主防災組織の設置の促進を支援します」。新しい自治会が設立されたときについての記載を追加しますというところでございます。

続きまして、36番です。一番最後が変わっております。「災害時の円滑な対応を図るため、災害ボランティアの育成を図るとともに、災害ボランティアセンターを設置・運営マニュアルを定期的に見直します」と改めてございます。3年前は「作成します」との表現でございました。設置運営マニュアルの作成が完了しているために、「定期的に見直し」という表現に改めてございます。

次に、37番です。「障がいのある人の権利の擁護や、権力行使の援助などを行う県の「後見支援センター」の存在や、市社会福祉協議会で実施している「福祉サービス利用援助事業」の内容について周知に努め、関係機関との連携を強化していきます」、このように改めてございます。権利擁護センターは存在しないということ、福祉サービス利用援助事業の実施主体は市の社会福協議会であるため、改めました。

続きまして、38番です。「各球技場のトイレを改修する際は、障がいのある人の利用に配慮するよう努めていきます」、このように記載を変えてございます。計画的な改修することが難しいというところで、このように表現を改めてさせていただきました。

変更点につきましてのご説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

今回、38項目、そのうち見直しが23項目、削除が5項目、変更を行わない10項目ということで、それぞれ、特に見直しのところを中心に説明がありました。文言の追加でありますとか、それから文言を明確化したということ、それから、多く見られるのが、「検討」という言葉を「努める」に変えてより強く推進する、検討ではなくて実施し、それを推進していくというふうなニュアンスを強めた文言になっています。

ただいまの説明に対しまして、何か質問あるいはご意見ございますでしょうか。

○委員 9番の件ですが、内容が変わった理由をもう一回教えていただきたいということが、1つ。

2つめが、10番と13番を比べてほしいのですが、13番のほうは福祉用教材については促進すると、10番では学習に関する教材については開発に努めると。もともとの新しい言葉は両方とも促進と。これは何か意味があるのか教えてください。

それと、18番。まなびサポートがすべてに行うような文章になっているのですけれども、そういうことなのかどうかを教えてください。

最後の質問ですが、37番、権利擁護の推進ですけれども、権利擁護の件というのは社協だけがやっているセクションなのかどうか、これを教えてください。以上です。

○委員 かなり修正を行いませんという箇所がありまして、それは指導課でもう一度話し合っ  
て、変更をする必要がないものがあると、例えば児童・生徒のところを子どもに変えてしま  
ったなど。変更する必要がないのではないかとということがありました。

それから、これは申しわけなかったのですが、勘違いによって語尾等が変化したところも  
あります。大変申しわけありません。

それでは、ご質問があった9番についてですが、これは変更になったところは「一人ひと  
り」というところが書いてあります。教育ビジョンが「一人一人」が漢字の「一」を使って  
いたものですから、そこだけを直したらということと、それは必要ないのではないかとい  
うこと等をお伝えしました。

あと、教育委員会、福祉関係機関、それから就労関係機関等をまとめて各関係機関としま  
した。最初のお配りした内容がそうだったのですが、具体的にやはり書いたほうが良いとい  
うことで、修正をしないということになりました。

それから、これは10番と13番との関係ということなのですが、最初の修正では教材教具の  
活用を促進するという表記だったと思います。まだまだ開発の方向を考える必要があると指  
導課のほうで考えて、修正を行わず同じ文章にしております。13番は、先日委員の方から、  
関係機関とも連携してもらいたいというお話があり、加えたものです。

あと、18番、まなびサポートだけかというお話ですが、差し替え前の修正一覧には、まな  
びサポートだけではなく、教育・福祉という言葉を入れたのですが、まなびサポートだけ  
ではなく、活用されたほうが良いという委員のご意見はそのとおりだと思いますので、再度そ  
こは検討したいと思います。以上です。

○委員 どうもありがとうございました。

学習に関する教材の促進についてはわかりましたが、これは3年間の計画なので、「教材の開発に努め、活用を促進します」のほうが。開発に努めるとは、開発だけで3年間かと、目標は開発なのかとなるので、そこはご検討いただければ。

○委員 わかりました。それから、開発が途中のものもあって、開発が終わっているものもありますので、再度検討させていただきます。

○事務局 権利擁護について説明させていただきます。

今回の見直しでは、社会福祉協議会の事業について特に変更ということで、記載させていただきました。計画には、権利擁護の推進、障がい福祉課の事業として委託相談支援事業所と連携を深めながら等、別に事業立て掲載してございますので、今回の修正は社会福祉協議会についての事業に関することになっております。よろしくをお願いします。

○委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問、ご意見がございませうか

○委員 38番、これはスポーツを中心ですので、各球技場のトイレということになっておりますが、古い公民館、中央公民館とか、古くから建てられているものに対してのバリアフリー化もやっぱり促進していただきたいと思ひます。

○事務局 事務局でございませう。

本市の公民館等施設についてのご意見でございませう。ありがたく頂戴いたしまして、今後の計画に反映したいと考えてございませう。

いわゆる公的施設でございませうが、20年から25年で大規模な改修工事というのをやらなければならないというような状況でございませう。大規模改修の際に、空調、給排水、衛生設備に関しまして大きく直すというようなところでございませう。委員の方々もご承知の部分があるかと思ひますが、いわゆる和式から洋式のトイレに今、改修してございませう。20年から25年の期間で建築物の給排水、衛生設備については、何がしかの手を入れなければいけませんので、大規模改修工事の際に、ご指摘の部分については、実現させていきたいというふうにご考えてございませう。

よろしいでしょうか。

○委員 よろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、ほかにご質問、ご意見がございませうか

○委員 16番以降、就学・進路指導の充実となっているのですけれども、今でもこの就学の進

路指導という言葉、就学指導委員会というのではなく、就学相談と使われていると認識しているんですけども、進路指導という言葉を使っていくのかどうかということと、実際使われているのかどうかということが1つ。

それから、意見なのですけども、16番のところ、最初の時は就学に際しては、「障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズと、本人及び保護者の希望等を尊重します」と記述してあるだけですが、今回の訂正では、そこがつながって「子どもにとってより良い進路選択ができるよう、適切な就学相談に努めます」という、この「適切な就学相談」というところをうたっていることが、やはり進路指導という色合いが含まれるのかなと思っていて、私の意見としては、平成13年に浦安市に関しては本人及び保護者の進路の自由を保証するという施策を打っていて、今もあるのであれば、旧版のようにしっかりとそこをまず言い切っていて、その後で進路相談については相談に努めるということがわかるような表現にかえていただいたほうがいいのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員 16番の進路選定、先ほど進路指導というお言葉があったのですが、進路指導という言葉は一切使っておりません。進路選択という形で、当然、本人及び保護者の希望を尊重して、私たちがかわる場面もあるので、適切な進路相談がおこなえるように努めていくという表現です。進路指導という、そういう強い指導ではございません。

○委員 おこなっていないのであれば、この「展開」の(3)が「就学・進路指導の充実」となっているので、計画の中で使う言葉として、進路指導という言葉を使わずに、進路相談という言葉に置き換えるということはいかがなのですか。

16番の「適切な就学相談」ということでは何のことを言っているのか。適切な指導とかよく言うじゃないですか。「適切な相談」というのはどういうことを指すのでしょうか。

○委員 展開の部分に進路指導という言葉が入っているということで、それは中学校等で進路指導、一般的に使う言葉がそのまま入っていると思います。この部分については、事務局と検討させていただきます。

それから、「適切な就学相談」、その「適切」という言葉の意味ですけども、これはあくまでも、先ほどもお話ししましたがけれども、本人、保護者の希望を尊重しながら、私たち、特に教育委員会のまなびサポートチーム及び学校側と相談して、そういうことを地域でやっていくということで入れさせていただいております。

○委員 この「適切な」というのをカットしたらいかがでしょう。そのほうが、文章として続

きやすいし、穏やかになるのではないかなと思うんですけども、「良い進路選択ができるよう、就学相談に努めます」というふうにしたらどうでしょうか。

○委員長 いかがでしょう。私もそのほうがよいと思うのですが。

○委員 わかりました。そのようにさせていただきます。こちらのほうでも、その部分に関しては、指導課の職員にもここで出た旨をしっかりと伝えていきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○委員 36番ですけど、「災害時の円滑な対応を図るため、災害ボランティアの育成を図るとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルを定期的に見直します」となっているんですけど、これは災害ボランティアの育成というのは、これからボランティアの方を教育していくというか、指導していくということなんですかね。

それと、この設置場所というのは、担当課が社会福祉協議会になっていますけど、社協さんのほうに置かれるということによろしいですか。

なぜかという、私どもで障がい者の方と一緒に仕事してまして、この前の地震とか何か災害があった場合に、どこに正しく持っていったらいいのか、相談持っていったらいいかということ、話が出ましたので。たしかボランティアの方がいらっしゃったなという話をしたのですが。

○事務局 3月の震災のときも同じだったのですけれども、市のマニュアルに沿って役割分担が決められておりまして、浦安市の災害ボランティアセンターは社会福祉協議会に設置することになっておりましたので、3月も、総合福祉センターの中にボランティアセンターを設置してご協力いただいたところです。育成の部分とか事業的な内容については、社会福祉協議会のほうに確認をさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○委員 さっきの最初に申し上げた文章の表現ですが、「尊重します。」とし、そのうえで「子どもにとってより良い進路選択ができるよう、就学相談に努めます。」というふうに表現を変えていただくことはできますか。すごく大事なところなのですけれども、浦安市としては、希望を尊重するのだと、しっかりと文章に残していただきたいと思うんです。その上で、進路の相談をしっかり受けとめていただくというのは当然のことだと思うので、非常に細かいことで申しわけないんですけど。

○事務局 先ほど回答しなくて大変申しわけありません。

「尊重します。」ということで切らせていただきます。申しわけありません。

○委員長 16の「希望等を尊重します」で「。」をつけて、その後、「子どもにとってより良い進路選択ができるよう、就学相談に努めます。」と変わるということをお願いをします。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き質問、ご意見をいただければと思います。

それでは、もし途中でお気づきになられた点がありましたら戻っていただいても結構でございますので、これをふまえて議題2の浦安市障がい者福祉計画の素案について、次へ議論を進めていっていただきます。

それでは、この議案について事務局より説明をお願いします。

○事務局 事務局でございます。

それでは、障がい者福祉計画の素案につきましてご説明をさせていただきます。素案につきましては、前回もお配りしてございますが、これまでの進捗状況をふまえ、見直し等々をいたるところに盛り込んでございます。本日につきましては、第2編、ページで申し上げますと73ページ以降につきましてご説明をさせていただきます。前回、素案でお話しいたしました際には、この第2編というものがございませんでしたので、今回、新設部分を説明させていただきます。

第2編の第1章、75ページからでございますが、計画の基本的事項は、障がい福祉制度とサービスについての説明となっております。平成24年4月から施行になります障がい者自立支援法の改正を含んだものを掲載してございます。

77ページでございますが、計画の基本方向といたしまして、3つの基本的理念を掲げてございます。1つ目に、障がい者の自己決定と自己選択の尊重。2つ目に、市町村を基本とする仕組みへの統一と三障がいの制度の一元化。3つ目に、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備。この3つの理念を掲げてございます。

次に、85ページ、第2章、地域移行等の目標でございます。こちらでございますが、国の指針をもとに作成しました。

87ページをごらんいただきたいのですが、この87ページから89ページにかけましては本日お配りしてございます訂正版を、ごらんいただきたいと思います。こちらについてご説明をさせていただきます。

1番としまして、地域生活への移行目標でございます。

表をごらんください。平成17年10月1日時点の施設入所者数でございますが73人、23年度

末の施設入所者数65人、26年度末の施設入所者数60人、入所者数の削減目標人数13人、入所から地域生活へ移行する目標人数25人。

取り組みでございます。「市では、相談支援体制の強化を図るとともに、通所施設の整備や地域活動支援センター等の地域生活支援事業の運営支援など、地域生活の受け皿づくりに取り組んできました。目標達成に向けて地域生活への移行を一層推進するためには、グループホーム等の居住サービスの整備を推進する必要があります。市内にグループホームを整備するための本市独自の補助事業を継続し、グループホーム等の居住サービスの整備に努めていきます。また、居住サポート等による住まいの確保、地域での暮らしを支える相談支援体制の充実など、地域で支える体制づくりについても力を入れていきます」。

ページをめくっていただきまして、88ページをごらんください。2番、就労の目標です。

表をごらんください。福祉施設から一般就労への移行者数の目標です。平成17年度の一般就労移行者数は1人、23年度は15人、26年度15人。

次に、(2)の①、就労移行支援事業というところの表をごらんください。平成26年度末の福祉施設利用者290人、平成26年度の就労移行支援事業の利用者65人。

続きまして、就労継続支援事業というところの目標です。89ページをごらんください。平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者40人、平成26年度末の就労継続支援B型事業の利用者80人、平成26年度末の就労継続支援事業の利用者120人。目標値です。26年度末の就労支援A型事業の利用者の割合は30%。

取り組みといたしまして、「浦安市ワークステーションでは、就労支援センターを中心に、就労相談、就労訓練、特例子会社が連携を図り、障がいのある人が就労の場や機会を得られるための支援を行っています。一般就労への移行者は、就労支援センターの機能強化に伴い増加しており、第2期障害福祉計画の期間は、目標値を上回る実績となっています。今後も、就労を希望する障がいのある人が一人でも多く一般就労につながるよう、障がいのある人の就労等の選択の幅を拡大しつつ引き続き支援を行います。また、障がい者福祉センターが就労支援事業、就労継続支援事業に移行したことなどにより、就労支援事業の利用者は増加していますが、市内に就労継続支援A型の事業所がないことからA型の利用者は少ない状況です。今後は、関係機関と連携を図り、就労継続支援A型事業所の市内への整備及び利用者の増加に努め、目標達成に向けて就労支援事業の充実を図ります」と。

続きまして、91ページをごらんください。第3章です、障がい福祉サービスの推進。

目標値と現況まで実施しているものとしたしまして数値を入れ込んでございますが、現時

点で93ページと95ページの実績が出ていないということでございますので、この実績が出次第、入れさせていただきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、順にご説明してまいります。94ページをごらんください。訪問系サービスの今後の取り組みでございます。「訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となってきます。行動上著しい困難のある障がいのある人を対象とした、行動の際に生じうる危険回避のための援護や外出時の移動支援を行う「行動援護」については、市内にはこのサービスを提供できる事業者が一社しかない状況です。また、訪問系サービスについては、身体障がい分野に比べ、知的障がい、精神障がいがある人のサービス提供事業者が少ないのが現状です。こうした点を考慮して、高齢者を含めた訪問系サービスを実施している事業者等との協議を重ね、より多様で多くのサービス提供主体の参画が図られるよう努めるとともに、すべての障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう取り組むもの」としております。

見込み量でございますが、居宅介護が、実利用人数で申します、24年度114人、25年度120人、26年度125人。重度訪問介護が、24年度3人、25年度4人、26年度4人。行動援護が、24年度15人、25年度20人、26年度25人。同行援護、24年度12人、25年度14人、26年度16人。重度障害者等包括支援、24から26年度3年間で1人となっております。

続きまして、96ページをごらんください。日中活動系サービス、これの今後の取り組みでございます。「生活介護」は、施設入所支援等を行う事業者の活用等により充実を図るものとします。就労支援の各サービスについては、特に、就労継続支援A型の事業所が市内に整備できるよう働きかけを行うとともに、就労支援の強化を図り、就労支援事業を提供する事業所の確保に努めます。「短期入所」は、身近な地域においてレスパイト的サービスが受けられるよう、市内に事業所が整備できるよう努めます」。

見込み量でございますが、こちらは同じく実利用人数を申し上げます。生活介護、平成24年75人、25年85人、26年95人。自立訓練、24年3人、25年5人、26年7人。自立訓練、24年15人、25年15人、26年15人。就労移行支援、24年54人、25年60人、26年65人。就労継続支援（A型）、24年1人、25年2人、26年3人。就労継続支援（B型）、24年89人、25年100人、26年110人。療養介護につきましては3年間ゼロ。短期入所、24年6人、25年8人、26年10人。

続きまして、3番、居住系サービスの取り組み、97ページ、今後の取り組みでございます。「共同生活介護（ケアホーム）」は、障害程度区分が区分2以上に該当する障がいのある

人が利用対象となるもので、夜間を主に、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行うサービスであり、一層の利用増が見込まれます。

また、「共同生活援助（グループホーム）」は、障害程度区分が区分1以下に該当する障がいのある人が対象であり、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。このサービスは、利用対象者が広いことから、施設等からの地域移行者も含め、今後の利用ニーズを的確に把握しながら必要な量的な確保を図ります。住み慣れた地域である市内に、グループホーム等の居住系サービス事業所を整備することを目的に、平成23年度に本市独自の事業所整備補助金制度を創設しました。今後も引き続き予算措置に努めるとともに、様々な方向から検討してグループホーム等の整備推進を図ります」。

98ページには見込み量の表がございます。共同生活介護、平成24年15、25年18、26年20。共同生活援助、24年12、25年15、26年20。施設入所支援、24年45、25年50、26年50。

続きまして、相談支援の取り組みです。こちら、訂正がございます。「3.」となっておりますが「4.」でございます。以後、項番が一つずつ繰り下がります。

98ページ、今後の取り組みをごらんください。「法改正に伴い、相談支援については、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直しされるなど、大きく見直しがされました。今後3年間で、すべてのサービス利用者の計画が作成できるよう、利用者及び障がい福祉サービス事業者に対し、制度の周知を図り、円滑に制度移行できるよう努めます。また、事業者に対し、指定事業への参入を奨励し、指定事業者の確保に努めます」。

見込み量の表をごらんください。計画相談支援、24年200、25年400、26年600。地域移行支援、24年1、25年5、26年10。地域定着支援、24年1、25年5、26年10。

続きまして、99ページ、一番上、「5.」になります、地域生活支援事業の取り組み。

100ページをごらんください、今後の取り組みです。「障がいのある人、障がいのある子どもの保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等を行う相談支援事業を継続するとともに、専門職員を配置して、困難ケースへの対応、サービス調整会議等におけるスーパーバイズ及び相談支援事業者等への指導、助言など高い専門性を要する業務も担う相談支援機能強化事業も実施します。

さらに、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす地域自立支援協議会において協議して、相談支援体制を構築し、平成25年をめどに基幹相談支援センターを設置します。

移動支援事業は、問題や課題等を検証し、利用者にとって、より利用しやすいサービスとなるよう、地域自立支援協議会等を活用し、サービスの確保を推進します。

コミュニケーション支援事業は、手話通訳設置、手話通訳派遣、要約筆記者の派遣事業を継続し、ニーズに即したサービスの確保を推進するために、県との調整のもと、手話通訳者及び要約筆記者の養成を図ります。

日常生活用具の給付等事業は、日常生活用具の給付を必要とする人への情報周知を図り、障がい特性に給付を行います。

地域活動支援センターについては、各種訓練事業や就労支援事業の充実を図り、利用者のニーズに合ったサービス提供体制に努めます。

さらに、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とする成年後見制度の利用を支援するために、親族がない等の理由がある場合には、市長による申立てを実施するとともに、低所得の方に対しては、申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成する成年後見制度利用支援事業を実施します」。

見込み量をごらんください。相談支援事業で実施箇所数、24年1、基幹相談支援センター、平成25年1、26年1。移動支援事業、移動支援事業時間数、24年2万6,433、25年2万9,077、26年3万1,984。利用者見込み者数、24年215、25年230、26年245。コミュニケーション支援事業、利用見込み者数、24年30、25年33、26年35。日常生活用具給付等事業、利用見込み者数、24年1,583、25年1,646、26年1,712。地域活動支援センター事業、基礎的事業、3年間ゼロでございます。機能強化事業Ⅰ型、24年1、25年1、26年1。Ⅱ型、24年3、25年3、26年3。Ⅲ型、3年間ゼロです。成年後見制度利用支援事業、利用見込み者数、24年5、25年5、26年5。

102ページにまいります。「6.」に訂正をしていただきます。その他の地域生活支援事業の今後の取り組みです。

「日中一時支援事業は、引き続き身近な地域で利用できるよう、ニーズや実態に即したサービスの確保を推進します。

訪問入浴サービスは、地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持及び心身機

能の維持等を図るために、ニーズに即したサービスの確保を推進します。

知的障害者職親委託制度は、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用促進と職場における定着性の向上を図るため、関係機関等との連携を図りつつ、制度の充実を図ります。

奉仕員養成研修事業は、手話通訳者及び要約筆記者の養成に努め、派遣制度の充実を図ります。

自動車運転免許取得・改造助成事業は、肢体に不自由のある人を中心にした身体障がいのある人の個人の自由な移動手段の確保のため、運転免許取得費用、自動車改造費用等の助成の充実を図ります」。

見込み量をごらんください。日中一時支援事業、利用時間数、24年が5万2,063、25年3万8,400、26年2万8,800。利用見込み者数、24年200、25年160、26年120。訪問入浴サービス事業、利用回数、24年504、25年576、26年648。利用見込み者数、24年7、25年8、26年9。知的障害者職親委託制度、利用見込み者数、24年3、25年3、26年3。奉仕員養成研修事業、見込み者数、24年40、25年40、26年40。自動車運転免許取得・改造費用助成事業、24年5、25年5、26年5。

続きまして、105ページ、第4章、計画の推進のためというところです。1、サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実。2、地域生活移行促進のための総合的な支援体制づくり。3、就労支援の強化。4、計画の実質的な推進に向けて。

こちらの4番が特に大事かと思しますので、読ませていただきます。「障がい者の自立支援事業の推進を図るにあたり、公助・共助・」、次、誤字でございます、「自助」でございます、「自助に関する理念的、財政的、人的基盤をより実質的なものとするために、地域自立支援協議会等で進捗状況を検証し、計画的に推進できるよう努めていきます」。

以上、第2編のご説明は終わらせていただきますが、補足といたしまして、障がい児支援につきましてご説明をさせていただきます。

障がい児支援につきましては、昨年の障害者自立支援法の改正に伴い、根拠となる法律が児童福祉法に移行しました。浦安市障がい者福祉計画は障害者自立支援法をもとに作成することから、障がい児支援サービスについての策定は除かれていますが、国より指針が示されました。それによれば、都道府県及び市町村が障がい福祉計画の策定に合わせて、障がい児支援に係る方針を策定することが望ましいとされております。このことから、当課といたしましては、こども部と調整を行い、参考として障がい福祉計画に盛り込むことといたしました。今後でございますが、こども部との調整が済み次第、計画に位置づけをいたしたいと考

えてございます。

第2編につきましては以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございました。

ただいま第2章、3章ということで詳細な説明がございました。これにつきまして何かご質問、あるいはご意見、伺いたいと思います。

お願いします。

○委員 今の説明を聞いて、前のほうの件も聞きたいのですが、障がい者福祉センターというのは、今、市の事業としては何をやっているんですしたっけ。

というのは、理解していたのは、障がい者福祉センターというのは、今年の4月から生活介護、就労支援、あるいは就労移行支援か、B型等々に移行したというふうに聞いているので。ということは、民間になっているのではないかと思うんですね。ただ、センター全体の管理とか、いわゆる運営とかされているんでしょうけれども、事業そのものはそういった民間的なことに移行していると、今、説明を聞いて、前段の61ページとか、ああいうところに、この福祉計画で障がい者福祉センターでおこなう生活介護、就労移行、就労継続のサービスの充実を図るとというのは、一民間と考えている事業に対して、すべての就労支援事業所とか就労B型事業所の充実を図ると。そうならなければ。ましてや61ページは福祉的就労の部分で生活介護と、僕らの感じでは、訓練等給付と介護給付と違う世界が入ってきているのはわかりづらかったということです。

44ページも、同じように日中一時の充実で、「「障がい者福祉センター」の機能のさらなる充実を図り、障がいのある人の就労を支援します。」のところに理解しづらいところがあったので、後ほど教えてください。

2つ目、100ページ。自立支援協議会でも何回か議論しているのですが、来年の4月から相談事業所がふえるんじゃないかと。もう既に4カ所、3カ所という数字を我々は聞いているのですが、ここに1カ所となっている理由がわからないということと。

その相談事業所が幾つかできて、初めてやる事業所がいっぱいあると。特に私どもの就労移行をやっているところについては、そういったことをやったことない経験上、大変不安であると、すべてのサービス利用計画を作らなければならないと不安であると。ついては、事業所をサポートする、ここでは基幹相談支援センターというのですけれども、これをなんとか4月から設置していただけないかと。これはずっとお願いしていたことだから。もし、言葉に問題があるならば、相談事業所支援センターでも構わないから、1個つくってこない

かと。それで、基幹相談支援センターが25年からでも1個できるのだと。来年4月以降のサポートするセンターをつくってくれと。こういうきつとお願いをしてあって、提言していると思うのですが、ここについて教えていただきたいと思います。

○事務局 一番初めにご質問をいただいたのが、61ページの障がい者福祉センターのお話ですけれども、市では、公設で幾つか障がい福祉施設を設置しておりまして、障がい者福祉センターもその公設、運営を指定管理ということで委託しているものです。こういった公設の施設については、障がい者福祉センターだけでなく、例えばソーシャルサポートセンターとか身体障がい者福祉センターについても、この計画の中で以前から打ち出されていたので、そのままの流れで事業の内容を変える形で掲載してあります。

ただ、61ページの就労の部分の生活介護という言葉は、訂正をしていきたいと思います。

また、44ページについても同じなのですが、公設の施設の障がい者福祉センター等ということで施策が出ていますので、その中の障がい者福祉センターについて書いているところですけれども、これだと就労支援だけをしているようにも見えてしまうので、少し書き方については検討していきたいと思います。

また、100ページの相談支援事業についてですけれども、この相談支援事業は地域生活支援事業の中の相談支援事業ということで、プランをつくるために指定相談をとる相談支援事業所とは違う、地域生活支援事業の市が委託している相談支援事業が1カ所ということで書いてあります。

この100ページの上段のほうにも書いてあるのですが、その地域生活支援事業の相談支援事業の中には相談支援機能強化事業というものも入っておりまして、相談支援事業者への指導とか助言といったことが既に地域生活支援事業の委託相談の中でも行えるものとなっております。

基幹相談支援センターについては、自立支援協議会の事業者支援プロジェクトを中心に検討して、25年に切り替えて設置をしていきたいと市では考えていまして、24年は相談支援事業者への指導、助言といった相談支援機能事業を委託のまま現状と同じ形で事業は行いたいと考えて、この表記となっております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

今の回答でよろしいでしょうか。

○委員 2つ、わからないことがあったのですが、その就労移行、就労継続のB型を指定管理というのがよくわからない。正直言ってわからないので、教えてください。就労移行支援

と就労継続のB型は指定管理でやるということが、よくわからないということが1つ。

もう1つが、地域生活支援事業の中での相談事業所は来年度以降ですと。25年度以降なくなるということは、それは基幹相談支援センターを中心にして、どうやっていこうかということを検証しようという話ではなかったでしょうか。

その段階でもう既に、基幹支援センターが現在の1カ所のものになって、あとはやらないという計画でいいのですか。話し合ひましょう、浦安地区の相談体制をつくりましょう、親分が基幹センターでしょうと。どういう形をつくるかを検証しようといったのに、ここではもう基幹支援センターが親分で、極端に言えば、あとは指定の事業所相談ですと。これである程度見越そうというふうに理解していいのかどうですかね。

○事務局 相談のご質問のほうからお答えさせていただきます。

今現在の障害者自立支援法の中では、基幹相談支援センターしかまだ示されていないので、現状の法律に基づいたサービスの種類ごとにこちらの計画は記載しています。自立支援協議会の相談支援体制の検討は、障害者総合福祉法という新しい法律を見据えて、今後、その間に、地域相談支援センターみたいな名前の新しい種類の委託相談ができるようなことが示されていましたが、それも含めて25年度の体制を考えていきたいと思いますということで、今、検討を始めていただいているものですが、この計画はあくまでも現状の自立支援法に基づくものだけを記載しているということで、基幹相談支援センターだけの記載となっております。

これは、ほかについても同様ですけれども、新しい総合福祉法ではサービスの名前が見直しされるとか、自立生活支援事業自体がなくなって、全国共通のサービスだけに一本化されるとか、そういった提言がされていますけれども、現状まだ何も決定事項ではありませんので、現在、国からは、今の障害者自立支援法に基づいたサービスについて3年間見込みなさいということで示されておりますので、そういった形の計画となっております。

あと、障がい者福祉センターの運営形態のところなんですけれども、障がい者福祉センターは障害者自立支援法に移行する前、旧法の知的障害者の通所施設ということで運営を指定管理で委託していました。その旧法の施設の事業は、22年度末までに自立支援法に基づくサービス体系に移行しなさいということが、もともと自立支援法施行時に言われていたことですので、自立支援法の中で一番近いサービス体系ということで、就労継続のB型、就労移行支援と生活介護、この3つの事業の中身を移行して、運営についてはそのまま指定管理に委託ということでしているものです。

今の私の説明の中で気がついて、おわびと訂正をさせていただきたいのですが、差しかえ

版の89ページの中に、就労継続支援A型の事業については26年度末の利用者の目標数値を40人とし、目標を立てているんですが、今の説明の中でお話しさせていただきました就労継続支援A型の24年から26年までの実利用者数見込みが入っていますが、これと全く違う数値になっていましたので、これは申しわけありませんが、きちんと帰ってから精査して訂正のほうをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、この見込み量は、今現在も実はまだ計算しているところです。

県の方に提出するのが1月ということで今通知が来ておりますので、まだまだ細かい見直しをしつつ計算しているところですが、現状ということで今日は数値を提出しておりますので、今後、次回の会議でまた数値が変わる可能性があるということをご理解ください。

○委員長 ありがとうございます。差しかえのありました、89ページの②の就労継続支援（A型）事業ですけど、これの数値と、96ページの数値が違っているということで、調べ直して正しい数値を次回に示すということです。

ほかのところはないでしょうか。

○委員 87ページの地域生活への移行目標についてですけれども、これは施設入所者については目標が掲げられておりますけれども、入院中の精神障がい者の関係について目標がないんですけれども、これはどういう意味があるのかなど。

ちなみに、前計画では目標がございまして、目標数値20ということになっているのですが、これの実績もお伺いしたいと思いますけれども、この目標がなければ、地域生活移行促進のための総合的な支援体制づくりということでいろいろ述べられておりますけれども、こういったものの具体的な支援体制づくりもできないんじゃないかというふうに思いますけれども、そういった関連についてお聞きしたいと思います。

○事務局 事務局からお答えいたします。精神障がい者関係の目標値についてのお問い合わせでございます。

国からの指針をもとにいたしまして、退院可能精神障がい者の減少という現在の目標値は、第3次計画では定めないということにいたしました。国からの指針によりますと、現在の目標値は患者調査における退院可能精神障がい者は、抽象的で医療機関の主観によるものであるため客観的に分析・評価することが難しく、平成21年9月の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」の報告書におきましても、別の客観的な指標が必要である旨が提言されております。このような問題点があることを踏まえまして、国から精神障がい者関係の目標値につきましては定めないという指針が出ております。で、今回につきましては目標

値を定めてございません。

○委員 前計画の目標数値、20年のときの、これも極めて国の指針に基づいた数値というのがあがっておりますけれども、これの実績はどうなのですか。

○事務局 すみません、今、手元にないので、改めてご報告申し上げます。

○委員長 では、後日お示しいただきたいと思います。

○委員 非常に細かいところで申しわけないのですが、94ページ、今後の取り組みのところの訪問系サービスについてというところの文言ですが、「知的障がい、精神障がいがある人への」というふうにしたほうがいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長 94ページのところです。

○事務局 そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

○委員 移行支援が微増して、日中一時支援が減っていくのはどうしてですかね。

○事務局 これは、昨年の法改正の中で小中学生の子どもたちの放課後の居場所を放課後等デイサービスという国給付のサービスが創設されましたので、そちらへの移行というのも考えて数が減っています。

○委員 今のところは、私も同じことを思っていたのですが、放課後児童デイだったり、児童福祉法のほうに児童が移るということで日中一時支援が数字が減っているんだと思ったんですけども、書きぶりが変わっているのかなど。日中一時支援事業は、引き続きニーズや実態に即したサービスの確保を推進すると言っているけれど数字が減っているのは読み込みが難しいと思うので、今のように法律改正や、放課後児童デイの方に日中一時から給付に移すということをやった上で、103ページの見込み量のところが、24年度が200人、25年度が160人、26年度が100人というふうに減っているのだけれども、その理由が、放課後児童デイサービスで日中一時を利用している子どもたち、障がい児たちは放課後児童デイの給付に移っていくことを見込んでいのであれば、それを表記していただいたほうがよいのではないのでしょうか。日中一時を推進することはわかるけれども、数字が減っている理由を表記したほうがよろしいのではないかと思います。

私は、何期か策定委員会の委員をやらさせていただいて、たいへん光栄だと思っているのですが、その中でいつも数値目標が出るようになってから、浦安はすべてのことにプラスというか、すべてやってあるというような、やっぱり先進的な計画だったなというのを今でも思っています。その中で、やはり先ほど委員がおっしゃった、前回の計画と今回の計画がちぎれているというのはやっぱりよろしくないのではないかと思います。

住まいのところ、居住系サービスの取り組みと見込みなので、97ページ、98ページのところになりますけれども、やはりケアホームとかグループホームの数字の見込み量がそんなに多くないわけですね。ですけど、精神障がいの方も含めた見込み量になっているわけで、そうすると、国は確かに精神障がいの人の数を入れなくてもいいよというふうに言っているかもしれないけれども、3年前、前回の計画のときにはこの数値が明らかになっており、今、不足しているケアホームやグループホームの住まいの支援については、精神障がいの方たち、退院してくる人も含めて受けていかなきゃいけないというところが、この数字の見込みが合っているのかどうかを、次回までにご確認いただければと思います。

それから、相談のほうですけども、私たち委託相談事業を請け負っている立場なので、大変何かいづらいとか誤解されたくないんですが、浦安市はいつも計画に正確に最新の制度をしっかりと実行していくということが今までの歴史だったように私は認識していて、この基幹相談支援センターが24年度でやらないということがすごく違和感があるなということと。

実際には、もう委託相談の中で同じことができていると言いながらゼロにするということについて、それは自立支援協議会の事業所制度プロジェクトの中で話し合っていくということとしたからということであればそうなんです、ここは目標として上がらないということ、あるのに上がらないということの矛盾みたいなことに対しては、やっぱり皆さんからも意見をいただきたいなというふうに思いました。

あと、数字のところ、時間が私も余りなくて全部は計算し切れなかったんですけども、ニーズとかこの数値が合っているのか、もう一回確認していただいたほうがいいような気がします。

○事務局 まず、102ページの地域生活事業の日中一時支援者の説明のところについては、ご指摘のとおり制度の説明と数がどうなっているということを書き加えたいと思います。

また、数字については引き続き同じように見直していきたいと思いますので、よろしく願います。

○委員長 今の回答でよろしいでしょうか。

○委員 99ページと100ページですが、地域生活支援事業の中の地域活動支援センターというのは、基礎事業のみとⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型というふうになっています。で、この前の計画のときに作業所を全部、地域活動支援センターへの移行が済んで。この後、浦安市としては、Ⅲ型と基礎事業がゼロということは、基礎事業とⅢ型はやらずに、Ⅰ型、Ⅱ型の今の形でいく

ということでもいいのですか。

○事務局 地域活動支援センターについては、基本的に現状どおりと考えています。ただ、新しい法律の中で、この地域活動支援センターというのが違ったサービスになる提言がされています。国の給付のサービスとして出てくるのであれば、財源確保の

0.面からも、そちらへの移行等も含めて、新しい法律が示された時点で考えていきたいと思っ  
ていまして、今は現状のまま、特に変更等は考えておりません。

○委員長 今の回答でよろしいでしょうか。機能強化事業Ⅰ型、Ⅱ型ということで、現状のまま進めて、新たに国の方針が示された後、それを踏まえて再度見直すというようなことになるのでしょうか。

○委員 それについてはいいのですが、相談のことについてもあります。事務局ではなく、皆  
さんの中でのお話だと思うのです。

○委員長 ただいまのは100ページのところです、見込み量。囲みを見ていく中で、現在の  
法律では、基幹相談支援センターの設置というものが明記されていますけれども、この見込  
み量のところでは、24年度ゼロとなっています。このあたりのところでご意見頂戴できれば  
と思いますが、いかがでしょうか。

○委員 45ページですけど、住まいの場の充実のところ、  
「民間の賃貸住宅に居住している世帯がその住宅について、取り壊しなどの理由によって立ち退きを求められた場合に」、  
民間賃貸の費用、経費を助成するとなっていますけど、これははっきりした理由がないと助  
成ができないんですか。

○事務局 まさに今おっしゃったとおり、立ち退きを対象とした家賃助成ということで、実  
施しておりますので、それは高齢者と障がい者、同じ事業なんですけれども、立ち退きを対  
象として家賃助成を行っております。

○委員 急にどうしてもやむを得ない事情で出なきゃいけないという緊急要請が出て、住まい  
を探さなきゃいけないといった場合に、民間のほうで急遽アパート探してそこに住めるよう  
な、そういう経費は認められるのですか。アパートですと礼金、敷金というか、緊急性の場  
合。

○事務局 現状では、立ち退きだけが対象となっておりますので、それについては対象外とな  
ります。

○委員 わかりました。

○委員長 先ほどの基幹相談支援センターの件について、もうちょっと皆さんのご意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 質問ですけど、この法律はいつごろ発表になるのですか。その法律、総合福祉法の発表というのは、来年の5月か6月ですか。7月とか8月とか。7月以降という意味ですか。

○事務局 障害者総合福祉法については、今現在、検討委員会の提言を国が検討しているところで、年度内に提言に対する回答、大きな方針については組みかえるというふうには聞いていますが、実際に細かい制度のことは、間違いなく来年度以降になるかとは思っています、24年度以降ですね。新しい法律に移行するのは25年8月から。今現在は、そのぐらいのスケジュールしか把握できていないです。

○委員長 ほかにご意見、あるいはご質問がございますでしょうか

○委員 まず、相談事業のことについて、98ページに法改正に伴いサービス利用計画を立てる数値目標を書いていますよね。この数値目標というのは、多分でたらめな数字ではなく、現状に即した数字だと思うので。だとすると、ここでは、先ほど地域活動支援事業に位置づけられている相談事業の数だけを書くということでしたけど、だとすると、その自立支援給付にのっとって行われるであろう、指定の相談事業所というのが幾つ必要なのかということが、この数値をもって目標が立つのではないかと。もしくは、その読み込みはこのようにするという事が、ここで共有されれば、数値を入れるのか入れないのかが、何となく出るのかなという気がしました。

質問ですが、多岐にわたるので、一つずつ整理して行わせてください。

まず、住居のことですけれども、第2期の元々の目標であった数字が、今回、32人減っちゃっているんですね。ということになると、前の計画は何だったのという話になっちゃいますが、もともと、精神障がいの方のたしか第2期のときの国からの政策は、精神病院の入院患者のうち受け入れの条件が整えば、退院可能な精神障がい者の対象となるという数字だったので、単純に在宅に戻すのか、ホームに戻すのかという違いがあると思うんですね。そのときのたしか浦安の数字は20人だったはずですよ。

○委員 どこの数字を見ればいいのでしょうか。

○委員 98ページを見ておいてください。で、見込み量というのは、居住のところは上です。24年度15人と12人と書いてありますが、もともと23年度までの第2期の計画では上が43、下が16だったはずなのですね。なので、精神障がいの方ここに含めなければ、前回いった20人がすべてホームだったとして、20人減らしたとしても12人合わないの、そうすると、もと

もとの障がい者の人たちを返さないという話にたぶんなると思うんですね。

文言では、予算的措置を含めて、これら各種ホームの充実に努めますと言っておきながら、目標を下げちゃうと、言っていることとやることが違うじゃないかと、第2期の数字目標は何だったのか、もともと国からの答申があつて、7%とか10%という数字があつたはずで、単純にここの数字についてはもう一度精査をしていただきたいかなと感じました。

同じ98ページの一番下に、相談の見込み量のところで、地域移行支援とか地域定着支援があつたと思うのですね。僕の資料を持ってきていないので、どっちだったか、文言だけでわからないけど、この2番と3番のどちらかは精神障がい者の人を在宅に戻すという支援があつたはずなんです。だとするならば、26年度の10人は在宅もしくはホームに戻しますという目標をここで宣言をするに等しいはずなので、だとするならば、上のホームに対して、最低でも10人は残しておくべきだろうということ。同じ厚生労働省が言っていて、一方では数字はでたらめでしたいと言っているのだからわかりにくいと思いますが、ここでは計画上の数字では浦安市がこれを宣言ということになりますので、これを加味した数字で見込み量を立てていただければなと感じました。

地域活動支援センターのⅢ型については、これは法律が変わるのでどうなるかわからないですけど、市がこの見込みをゼロでとじていても、県のほうの予算があつたので、申請して県が認めるとできるという何か資料があつたと思うので、そこはどうかというのは今後もずっと見たいと思います。

それと、一番気になったのは、同行援護なのですが。同行援護というのは、今まで移動支援で行っていた視覚障がい者の方のたちの外出の介助を個別給付でというふうに抜いているんですね。で、24年12人、25年14人、26年16人とふえていっていますが、今、移動支援で行われている視覚障がいの方たちへのガイドヘルパーは、すべてこちらに移行するのか、それともすぐこちらに移行できない理由があるので移動支援で浦安は確保しようかという話に。多分、この数字だけだとわからないのですが、数字的には不安が残りました。

就労継続A型の事業所については数値がずれていたと説明はあつたので、今回は質問しません。

就労支援のところ、いくつか意見が言われていたのですが、ここに出す就労支援、就労訓練の部分と、市が行っている就労訓練の部分と分けて表記するということがあつたので、内容については、わかつたのですが、確かに旧法上の部分を指定管理に委託、指定管理の制度ができたので指定管理にいたしますからということ、市がそこを充実させますということ

はわかるんですが、文言だけを見たときに、民間も行える訓練等給付の事業所、片や市が直営でやっていて、指定管理で民間がやっているというところに、ここを充実させます、ここを支援しますということがすごく出てきてしまうので、民間の事業所、これは事業所と民間に行く利用者と2つの視点から見ていただきたいのですが、その事業所は訓練等給付だけで運営をしているのに、市のほうは訓練等給付の給付金ではなく指定管理料という部分で運営されているものの、その整合性をどうするんだという概念と見方と。利用者も、片や民間訓練等給付の事業者に入った場合に、民間としたらその訓練等給付の設置要件、指定要件にのっとった支援者がいて、そのサービスを受けるというような。行政の方に、要するに直営している方に行くと、指定管理が全く同じでやられているかどうかかわからないですけど、この文言だけを見ると、そっちに行くと手厚い支援が受けられて、民間に行くと給付だけでやられているから、おそまつだったら嫌だというふうに、民間の事業所を否定する言い方でなく、対比した時に差が出ているのではないかという見え方がしてしまう文言に今なっているので、表記の仕方を少し変えていただければなと思いました。

○委員長 お答えできるところをお答えしていただいて。

○事務局 数字については全体的にまた見直し、精査していきたいと思っておりますが、グループホーム、ケアホームのところ、第2期の目標値に比べると第3期の数値のスタートの数値が少ないというところ、一番大きな原因なのですけれど、97ページに、現状のサービス利用者の実績が入っています。平成23年度、ケアホーム15人、グループホーム8人と、今23人がグループホーム、ケアホームの利用者です。この実績をベースに考えていまして、24年から26年の措置数の基になっています。26年度、ケアホーム、グループホーム合わせて今40人という見込み値というところですがけれども、決して精神障がい者の退院の目標値がないので精神障がいの方が除かれているということではなく、現在の実績を踏まえて見直しているというところでご理解いただきたいと思っております。

あと、細かな文章と表現については、また今のご意見を踏まえて、検討できるところは検討していきたいと思っております。

○委員 相談の、基幹の相談の意見が諮られていない。これは恐らく、ここにいらっしゃる方でこの相談支援事業ことが詳しくわかっている方が少ないので、意見も言いづらいという現状だと思っております。行政の方も歴史が変わって人が変わると、この依頼している相談事業の歴史をやっぱり忘れているところがあって、これは確か平成15年にこれの相談支援事業が始まって、当時は、身体障がい者の方の相談から始まった。だけど、浦安は3障がいをやっ

ていこうと。その数年後には、やはり3障がいの相談支援事業をなさいと。自立支援法は、こういった地域生活支援事業の中で必須事業としてなさいと。絶えず浦安は先取りしてきたのですね。僕は、この表を見て矛盾を感じているのは、提言があったと。提言があるならば、ほとんど行政の場合はやると、国は。だったら、その先の地点のやつは取り組んでいくのだと。これは基本的な相談事業の歴史だったはずなのです。

ましてや全部の就労等々についても、行政の指導のもとに地域就労支援とかB型とかⅢ型ではなくて国の給付事業に行こうじゃないかという、大きな方針のもとに我々も活動してきたと。その中で、ここだけが提言が出るだろうけれども、本格的に出てくるのは来年以降だと。でも、25年にはちゃんと数値目標を持っているということは、ちゃんと提言が出た段階で予測もできるのだから、我々は準備すべきだと。これが我々の会議の意図であって、後追いでやっていくのではなくて提言を受けてどうするのか、相談というのは今後、我々事業所もやらなきゃいけない仕事になってきているし、利用者が困る。ど素人の事業所に行つて、相談したけれども何もわからないと。これをどうやって地域を支えるかというときに、明確にこのようにしてやっていきますよということは、提言の段階でやったらいいのではないかと、正直言ってそう思います。歴史を知っている人間とすれば、やはり国が出した提言に対しては真っすぐ受け取って、地域の支援をつくるということは絶対すべきだと思っています。

○委員長 ありがとうございます。見込み量については、見直しをしていこうと思っています。

○委員 相談の話ではないですけど、全体会のことを思い出していたら、100ページの中でコミュニケーション支援事業について書いてあるんですけども、確かコミュニケーション支援事業を使って、その重い障がいの人たちの入院支援のつき添いをやっていくんですよと全体会で事務局がお答えになっていましたし、やっているのに言わないのはけしからんみたいなこともありましたし、ここは今後の取り組みの中に、いわゆる手話通訳とかだけではなく、結構多くの30ぐらいの市町村が入院支援というところでコミュニケーション支援事業を使っているの、そういうところをうたっていった方がいいのかなと思います。

○事務局 表現についてはまた工夫しながら検討していきたいと思っています。

○委員長 いろいろとご意見、あるいはご質問が出てまいりましたので、今後、事務局のほうでさらに詰めて変えられるところは変える、また、数字についてもきちっと見直しを行って、入れられる数字は入れる。それから、先取りということで、浦安市の特色も踏まえて積極的

にこういうことを行うのだということをはっきり打ち出せるような計画に、素案をさらに高めていくようなことを今後していくことになると思います。よろしくお願いします。

それで、内容についてはまた次回の2月ということで、改めて今日の議論の結果を生かしたものを提示して、さらにご意見をいただきたいと思います。

それでは、時間も来ていることですので、議題3のパブリックコメントについて、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局 議題3のパブリックコメントについて説明をさせていただきます。障がい福祉計画の策定に当たりましては、浦安市市民参加推進条例というのがございます。その第9条第2項の規定によりまして、市民意見提出手続、パブリックコメントを行う必要がございます。

意見を提出できる方でございますが、市内に住所を有する者、市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所または事業所に勤務している者、市内に存する学校に在学する者、このほか、市民意見提出手続に係る政策等に利害関係を有する者をうたっております。個人のご意見を踏まえまして上、直すべき所を直しましてこのパブリックコメントを考えてございます。

意見の提出を受け付ける期間でございますが平成24年1月1日から1月24日までとしてございまして、介護保険と同時に実施いたしたいと考えてございます。提出されました意見につきましては、検討をいたしまして、意見の概要と意見に対する実施機関、これは市ということでございますが、市の見解を公表することとしております。

○委員長 ありがとうございます。これについては、規定に基づいて実施になります。

次回はそのパブリックコメントを受けとめた上での、さらに委員会での議論ということになります。よろしくお願いします。

それでは、これで特に皆様からなければ、本日は議題の審議はすべて終了いたしました。

ここで、事務局のほうからご連絡をお願いします。

○事務局 事務局でございます。

本日いただきましたご意見等、再度持ち帰りまして、検討を進めるものにつきましては検討させていただきます。また、ただいまご説明させていただきましたパブリックコメント、多くの市民の方からご意見が寄せられる可能性があるところでございまして、その意見につきましても検討した上で、反映させる、させないというような検討でございますけれども、検討させていただく必要がございます。

パブリックコメントは、1月下旬まで、先ほどご説明させていただきました意見の受付期

間でございます。

次回の委員会でございますが、2月の上旬から中旬の間で開催をさせていただきたいと考えております。また、詳細な日時が決定いたしましたら開催通知を出させていただきます。年度末のお忙しいところではないかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

これからの方向でございますが、2月の上旬から中旬に第6回の委員会を開催いたしまして、この委員会で福祉計画が認めていただけましたら速やかに印刷に入りまして、3月末、23年度末までに報告書として完成させていきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○委員長 これ、本日の委員会は終了したいと思います。

ただ、これからいよいよ詰めということで、計画の策定も事務局も最終段階に入ってきます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

○委員 1点だけ。先ほど実績が入っていない数値があったのですが、その数字というのは、パブリックコメントに出る文章の段階で委員には配付されるのですか、それとも、実績が速やかに出されたものがまた委員の資料として回ってくる、それはどうでしょう。

○事務局 パブリックコメントまでにどこまで修正が反映できるのか、1月1日からなのですね。実は原稿は26日中に修正しなさいとなっていますので、間に合わないところはコメントをつけていただいて、この数字は変わる可能性がありますとか、調整中ということでやっていきたいと思っております。

○委員 はい、わかりました。

○委員長 それでは、どうもありがとうございました。